

令和4年度

市税概要



笑顔でつなぐ躍動のまち、さかど



坂戸市



目 次

1.	税務行政機構等	1
	税務機構及び事務分掌	2
2.	市民税	3
	(1) 個人市民税賦課期日現在の人口及び世帯数の推移	4
	(2) 市民税納税義務者数の推移	4
	(3) 個人市民税調定額の推移〔現年課税分〕	5
	(4) 令和4年度個人市民税賦課状況	6
	(5) 課税標準額段階別・所得別納税義務者数	7
	(6) 年度別法人市民税納税義務者数及び調定額	8
	(7) 年度別法人市民税均等割納税義務者数	9
	(8) 産業別法人市民税集計表	10
3.	固定資産税	11
	(1) 土地・家屋別納税義務者数の推移	12
	(2) 償却資産納税義務者数の推移	12
	(3) 固定資産税調定額の推移〔現年課税分〕	13
	(4) 固定資産税の決定価格等の内訳	14
	(5) 償却資産の決定価格等の内訳	14
	(6) 都市計画税納税義務者数の推移	15
	(7) 都市計画税調定額の推移〔現年課税分〕	15
	(8) 都市計画税の決定価格等の内訳	15
	(9) 土地・地目別集計表	16
	(10) 木造家屋・種類別集計表	16
	(11) 木造以外家屋・種類別集計表	17

(12)	新增築家屋棟数の推移	17
(13)	減少分家屋棟数の推移	17
(14)	国有資産等所在市町村交付金	18
(15)	固定資産評価審査委員会委員一覧	18
4.	諸税	19
(1)	軽自動車税（環境性能割）課税件数及び金額の推移	20
(2)	軽自動車税（種別割）課税客体数及び調定額の推移	21
(3)	軽自動車税（種別割）課税客体数及び調定額の推移（グラフ）	22
(4)	市たばこ税調定額及び売渡本数の推移	23
5.	徴収	25
(1)	年度別市税決算額	26
(2)	各税目の調定額及び収入済額の推移	27
(3)	一般会計歳入総額と市税収入額の推移	28
(4)	市税調定額及び徴収率等一覧表	29
(5)	国民健康保険税調定額及び徴収率等一覧表	30
(6)	口座振替利用状況	31
(7)	コンビニ収納状況	32
(8)	年度別差押財産状況の内訳	32
(9)	督促状発付状況	33
6.	その他	35
	市税の税率及び納期等の一覧表	36～39

1. 稅務行政機構等

税務機構及び事務分掌

(令和4年7月1日現在)

部名	課名	係名	課長	副課長	課長補佐	係長	係	計	事務分掌
総務部	課税課		1		2			3	課の総括
		税制係					2	2	1 法人市民税の申告に関する事 2 軽自動車税の賦課に関する事 3 市たばこ税の申告に関する事 4 個人市県民税の賦課に関する事 5 土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事 6 特別土地保有税の賦課に関する事 7 国有資産等所在市町村交付金に関する事 8 家屋に関する固定資産税、都市計画税及び償却資産に係る固定資産税の賦課に関する事 9 税の諸証明書の発行に関する事
		市民税係					10	10	
		土地係				1	3	4	
		家屋係				2	4	6	
		計	1		2	3	19	25	
	納税課		1					1	課の総括
	管理係					1	4	5	1 市税（国民健康保険税を含む。以下同じ。）の収納管理に関する事 2 市税の過誤納金の還付に関する事 3 市税の口座振替に関する事 4 市税の督促に関する事 5 納税証明に関する事 6 納税の奨励及び徴収対策に関する事 7 市税の滞納者に対する徴収及び滞納整理に関する事 8 差押財産等の換価に関する事 9 納税相談に関する事 10 介護保険料の収納に関する事 11 後期高齢者医療保険料の収納に関する事
	徴収係				1	6	7		
	特別整理係				2	3	5		
	計	1			4	13	18		
総計		2		2	7	32	43		

2. 市 民 税

(1) 個人市民税賦課期日現在の人口及び世帯数の推移

(各年1月1日現在)

区分		年				
		30	1	2	3	4
人口	男	50,840	50,673	50,610	50,322	49,875
	女	50,498	50,541	50,393	50,290	50,117
	計	101,338	101,214	101,003	100,612	99,992
世帯数		45,316	45,775	46,307	46,735	46,898

(2) 市民税納税義務者数の推移

(各年度7月1日現在)

区分		年度					
		30	1	2	3	4	
個人	均等割＋所得割	46,552	47,193	47,446	47,471	47,706	
	均等割のみ	4,659	4,567	4,604	4,478	4,561	
	計	51,211	51,760	52,050	51,949	52,267	
法人	地方税法第312条第1項に該当	第9号	14	14	14	16	16
		第8号	3	3	2	3	2
		第7号	100	100	100	105	102
		第6号	16	16	16	14	15
		第5号	71	71	75	77	79
		第4号	27	26	26	26	25
		第3号	278	280	278	277	267
		第2号	11	11	9	10	10
		第1号	1,573	1,603	1,684	1,696	1,714
計	2,093	2,124	2,204	2,224	2,230		

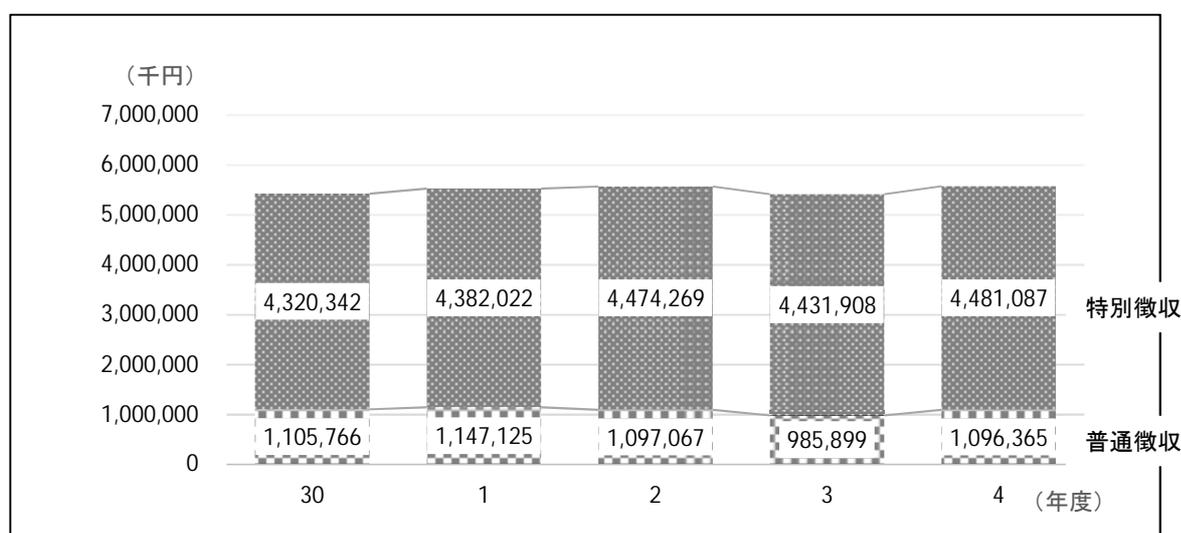
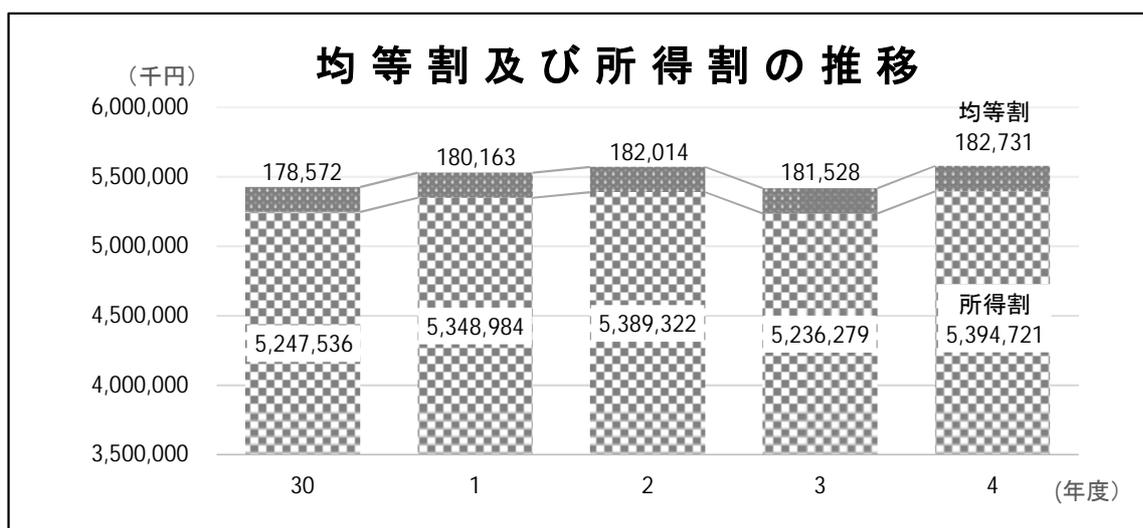
※ 第1号～第9号法人についての説明は、9ページを参照してください。

(3) 個人市民税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度7月1日現在 単位:千円)

年度		30	1	2	3	4
区分						
普通徴収	均等割	40,320	39,994	37,364	34,345	35,142
	所得割	1,065,446	1,107,131	1,059,703	951,554	1,061,223
	小計	1,105,766	1,147,125	1,097,067	985,899	1,096,365
特別徴収	均等割	138,252	140,169	144,650	147,183	147,589
	所得割	4,182,090	4,241,853	4,329,619	4,284,725	4,333,498
	小計	4,320,342	4,382,022	4,474,269	4,431,908	4,481,087
調定額	均等割	178,572	180,163	182,014	181,528	182,731
	所得割	5,247,536	5,348,984	5,389,322	5,236,279	5,394,721
	合計	5,426,108	5,529,147	5,571,336	5,417,807	5,577,452

※ この表の額は、各年度の7月1日現在における当該年度に収入予定の個人市民税の額です（前年度に課税し、納期が当該年度のものを含み、滞納繰越分を除く。）。



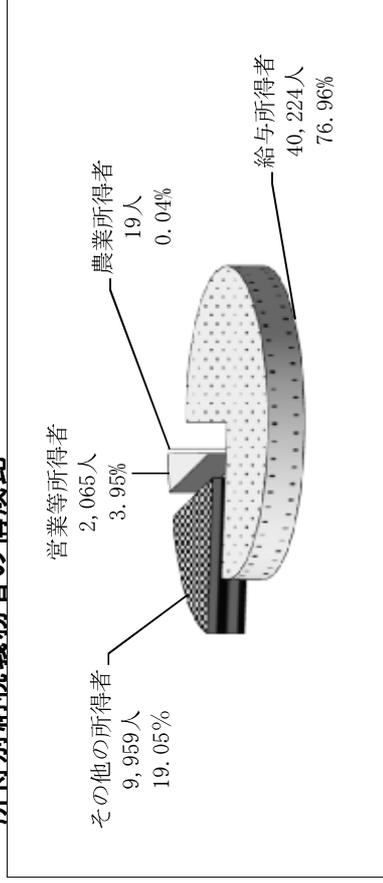
(4) 令和4年度 個人市民税 賦課状況

(令和4年7月1日現在)

区分	均等割のみを納める者		均等割と所得割を納める者		合計		納税義務者 1人当たり 平均税額 G/F (千円)	税額 構成比 (%)
	納税義務者 A (人)	均等割額 B (千円)	納税義務者 C (人)	均等割額 D (千円)	所得割額 E (千円)	納税義務者 (A+C) F (人)		
所得者区分								
給与所得者	2,339	8,186	37,885	132,597	4,506,013	40,224	4,646,796	83.13
営業等所得者	255	893	1,810	6,335	313,160	2,065	320,388	5.73
農業所得者	3	11	16	56	1,447	19	1,514	0.03
その他の所得者	1,964	6,874	7,995	27,983	586,475	9,959	621,332	11.11
計	4,561	15,964	47,706	166,971	5,407,095	52,267	5,590,030	100.00

※ この表の額は、令和4年7月1日現在において課税した令和4年度の個人市民税の額（納期が翌年度のものを含む。）であり、5ページの(3)個人市民税調定額の推移の令和4年度の額とは一致しません。

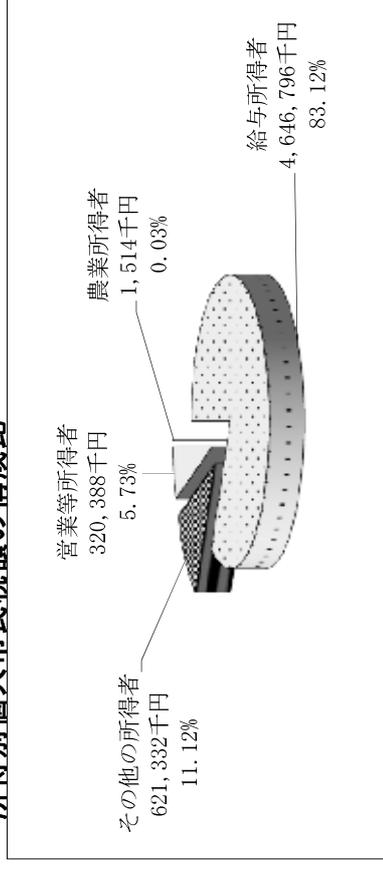
・所得別納税義務者の構成比



納税義務者合計

52,267人

・所得別個人市民税額の構成比



個人市民税総額

5,590,030千円

(5) 課税標準額段階別・所得別納税義務者数

(令和4年7月1日現在)

課税標準額 の段階	区 分					
	給与所得 (人)	営業等所得 (人)	農業所得 (人)	その他の所得 (人)	分離譲渡所得 (人)	合計 (人)
10万円以下	1,279	44	3	465	113	1,904
10万円を超え 100万円以下	10,306	526	8	4,842	125	15,807
100万円を超え 200万円以下	11,513	407	1	1,581	93	13,595
200万円を超え 300万円以下	6,984	255	1	344	74	7,658
300万円を超え 400万円以下	3,625	145	0	127	51	3,948
400万円を超え 550万円以下	2,320	142	2	103	45	2,612
550万円を超え 700万円以下	681	99	0	57	28	865
700万円を超え 1千万円以下	485	104	1	51	25	666
1千万円を超え 2千万円以下	364	46	0	53	38	501
2千万円を超え 5千万円以下	97	14	0	7	17	135
5千万円を超え 1億円以下	8	3	0	1	2	14
1億円を超え	0	0	0	1	0	1
合計	37,662	1,785	16	7,632	611	47,706

※「課税標準額」

市民税の課税の基礎となる金額のことで、所得金額から所得控除額を差し引いた金額です。

※ この表の納税義務者数には、均等割額のみを納める方は含まれていません。

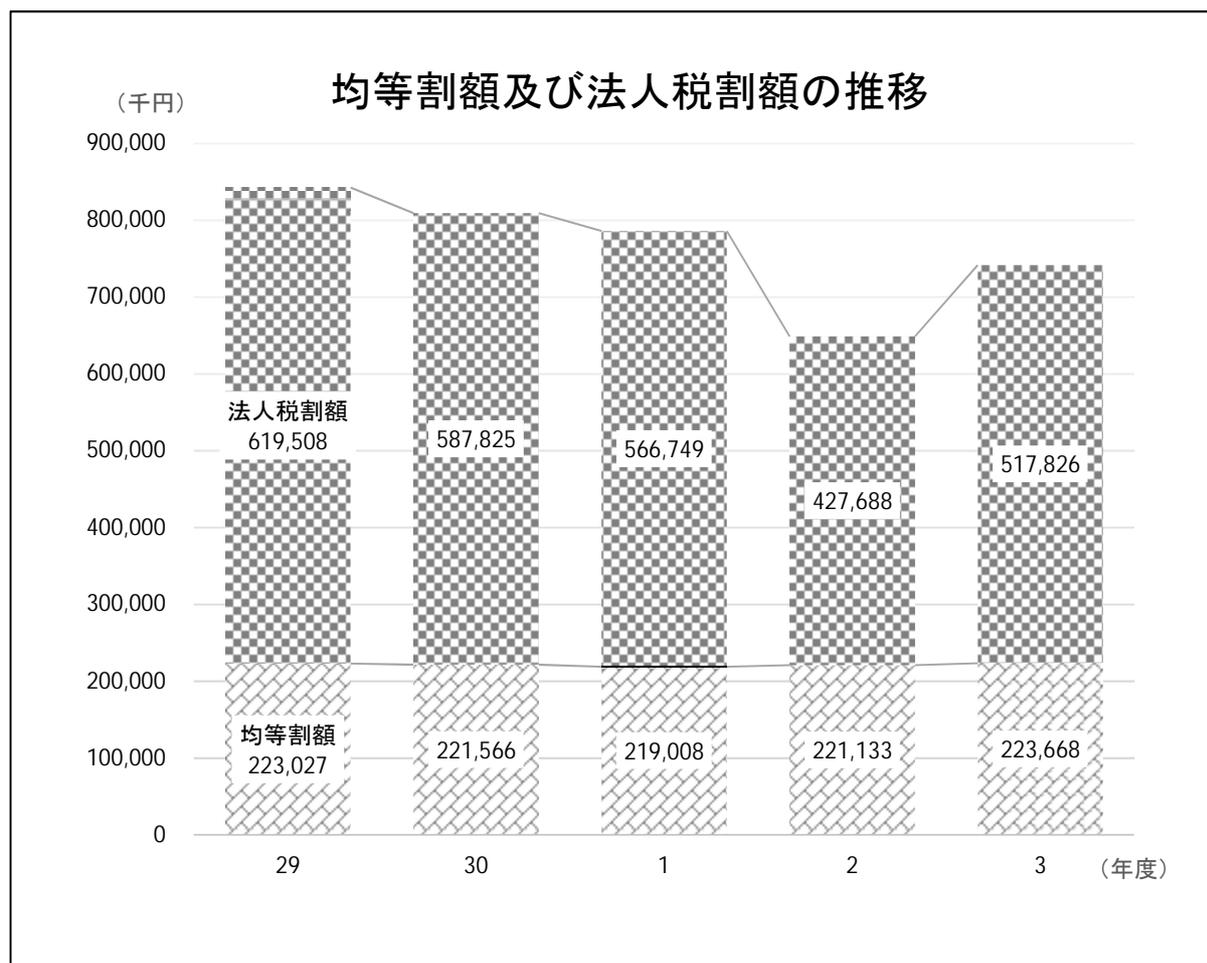
(6) 年度別法人市民税納税義務者数及び調定額

(各年度3月31日現在)

区分 \ 年度		29	30	1	2	3
均等割額	法人数 (社)	2,100	2,111	2,118	2,118	2,160
	調定額 (千円)	223,027	221,566	219,008	221,133	223,668
法人税割額	法人数 (社)	864	878	838	868	901
	調定額 (千円)	619,508	587,825	566,749	427,688	517,826
合計調定額 (千円)		842,535	809,391	785,757	648,821	741,494
合計税額の対前年比 (%)		100.6	96.1	97.1	82.6	114.3

※ 均等割法人数は、集計年度内に申告のあった法人数です。

※ 法人税割法人数は、集計年度内に提出された申告のうち、法人税割調定額が1円以上の法人数です。



(7) 年度別法人市民税均等割納税義務者数

(各年度3月31日現在 単位:社)

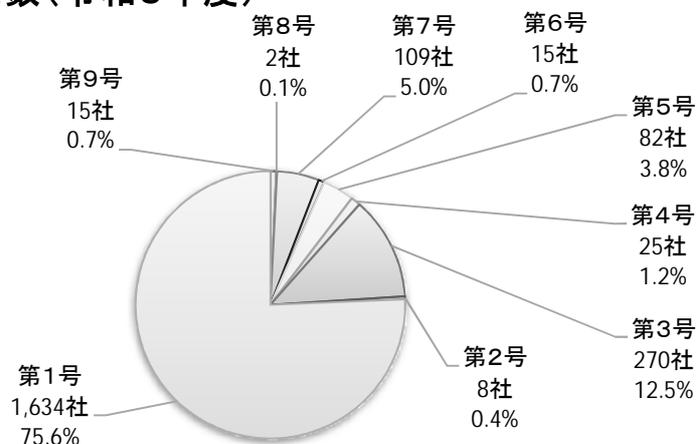
年度 区分	29	30	1	2	3
第9号	15	15	14	16	15
第8号	2	3	3	3	2
第7号	115	105	106	104	109
第6号	19	16	16	16	15
第5号	75	73	72	78	82
第4号	28	25	26	27	25
第3号	275	283	287	269	270
第2号	9	9	9	10	8
第1号	1,562	1,582	1,585	1,595	1,634
合計	2,100	2,111	2,118	2,118	2,160

※ 4 ページの法人数とは基準日が違うので異なります。

※ 第1号～第9号法人とは、地方税法第312条第1項及び坂戸市税条例第31条第2項に規定する、以下の区分の法人です。

号数	資本金等の額	市内従業者数
第9号	50億円超	50人超
第8号	10億円を超え50億円以下	50人超
第7号	10億円超	50人以下
第6号	1億円を超え10億円以下	50人超
第5号		50人以下
第4号	1千万円を超え1億円以下	50人超
第3号		50人以下
第2号	1千万円以下	50人超
第1号		50人以下
	資本金等の額を有しない	—

号数別法人数(令和3年度)



(8) 産業別法人市民税集計表

(各年度3月31日現在)

	2年度 (円)	3年度 (円)	前年比 (%)
第1次産業	473,800	381,900	80.6
農業	473,800	381,900	80.6
林業	0	0	0.0
漁業	0	0	0.0
第2次産業	290,100,800	374,655,700	129.1
鉱業	0	0	0.0
建設業	51,427,200	38,869,400	75.6
製造業	238,673,600	335,786,300	140.7
第3次産業	358,246,190	366,456,800	102.3
卸・小売業	150,321,390	153,428,000	102.1
宿泊・飲食業	10,905,800	10,447,900	95.8
金融・保険業	37,978,500	40,728,200	107.2
不動産業	21,513,100	23,507,200	109.3
運輸・通信業	43,358,000	45,520,200	105.0
電気・ガス・水道業	8,977,500	6,352,200	70.8
サービス業	83,304,100	84,685,300	101.7
その他	1,887,800	1,787,800	94.7
計	648,820,790	741,494,400	114.3

3. 固 定 資 產 稅

(1) 土地・家屋別納税義務者数の推移

(各年度5月1日現在 単位:人)

区分		年度		30	1	2	3	4
		30	1	2	3	4		
個人	土地	25,877	26,063	26,245	26,430	26,579		
	家屋	30,351	30,551	30,760	30,940	31,083		
法人	土地	837	863	894	916	916		
	家屋	818	846	879	842	931		
合計	土地	26,714	26,926	27,139	27,346	27,495		
	家屋	31,169	31,397	31,639	31,782	32,014		

(2) 償却資産納税義務者数の推移

(各年度5月1日現在 単位:人)

区分		年度		30	1	2	3	4
		30	1	2	3	4		
免税点以上	個人	142	144	141	138	138		
	法人	758	770	794	746	781		
	計	900	914	935	884	919		
免税点未満	個人	256	263	243	264	273		
	法人	810	818	770	884	813		
	計	1,066	1,081	1,013	1,148	1,086		
個人計		398	407	384	402	411		
法人計		1,568	1,588	1,564	1,630	1,594		
合計		1,966	1,995	1,948	2,032	2,005		

※「償却資産」

工場や商店等を経営する個人や法人が、その事業のために用いる機械・器具・備品等のこと。

※「免税点」

固定資産税が課税されない基準となる課税標準額の上限
(同一人単位:土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円)

(3) 固定資産税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度5月1日現在 単位:千円)

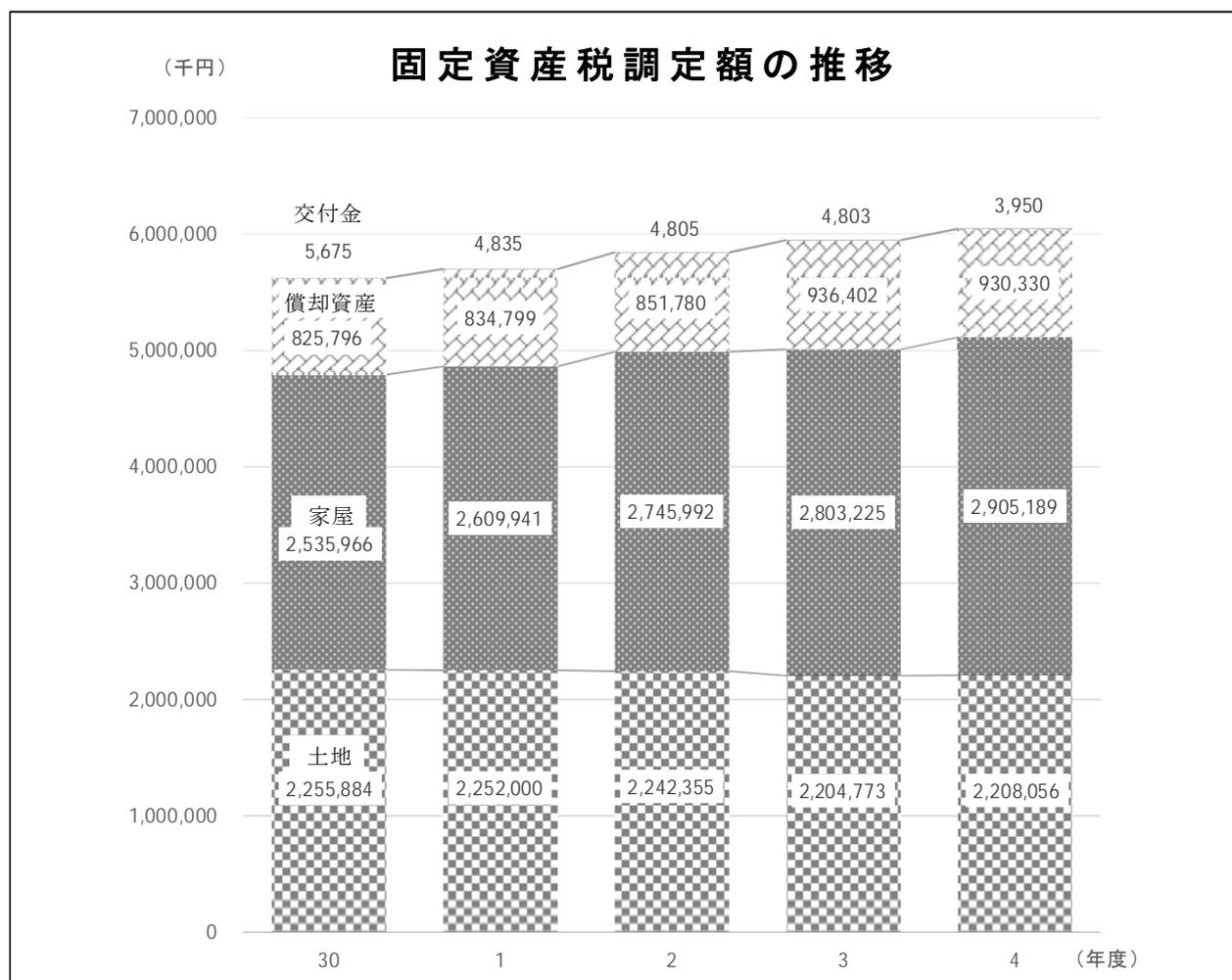
年度		30	1	2	3	4
区分						
固定資産税	土地	2,255,884	2,252,000	2,242,355	2,204,773	2,208,056
	家屋	2,535,966	2,609,941	2,745,992	2,803,225	2,905,189
	償却資産	825,796	834,799	851,780	936,402	930,330
	小計	5,617,646	5,696,740	5,840,127	5,944,400	6,043,575
交付金		5,675	4,835	4,805	4,803	3,950
合計		5,623,321	5,701,575	5,844,932	5,949,203	6,047,525

※「調定額」

税及び交付金収入の見込額

※「交付金」

18ページの(14)「国有資産等所在市町村交付金」を参照してください。



(4) 固定資産税の決定価格等の内訳

(令和4年5月1日現在)

区 分		納 税 義務者数 (人)	筆数又は 棟 数	地積又は 床 面 積 (㎡)	決定価格 (千円)	決定価格 の構成比 (%)
免税点以上	土 地	27,495	79,805	26,591,775	464,143,061	62.03
	家 屋	32,014	35,360	5,790,340	213,924,616	28.59
	償却資産	919	-	-	68,575,470	9.16
	市 評 価 分	903	-	-	48,001,238	6.41
	国・県配分	16	-	-	20,574,232	2.75
	小 計	60,428	-	-	746,643,147	99.78
免税点未満	土 地	2,495	3,784	1,396,626	1,070,651	0.14
	家 屋	589	701	29,006	49,120	0.01
	償却資産	1,086	-	-	508,547	0.07
	市 評 価 分	1,085	-	-	507,804	0.07
	国・県配分	1	-	-	743	0.0001
	小 計	4,170	-	-	1,628,318	0.22
合 計		64,598	-	-	748,271,465	100.00

※「決定価格」

固定資産税を課税するために決定した価格。固定資産税評価額

※「償却資産 市評価分」

償却資産のうち、納税義務者の申告に基づき、市が評価したもの

※「償却資産 国・県配分」

償却資産のうち、2以上の市町村にわたって所在等するものについて、地方税法第389条第1項の規定により、総務大臣又は県知事が指定し、総務省令に基づき、市に配分したもの

(5) 償却資産の決定価格等の内訳

(令和4年5月1日現在 単位:千円)

種 類	区 分	決定価格	課税標準額	
				うち特例分
市評価分	構 築 物	12,677,674	12,648,947	14,058
	機 械 及 び 装 置	27,510,541	26,246,506	779,388
	車 両 及 び 運 搬 具	186,163	186,163	0
	工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	7,626,860	7,586,119	1,277
	小 計	48,001,238	46,667,735	794,723
国・県配分		20,574,232	19,791,906	0
合 計		68,575,470	66,459,641	794,723

(6) 都市計画税納税義務者数の推移

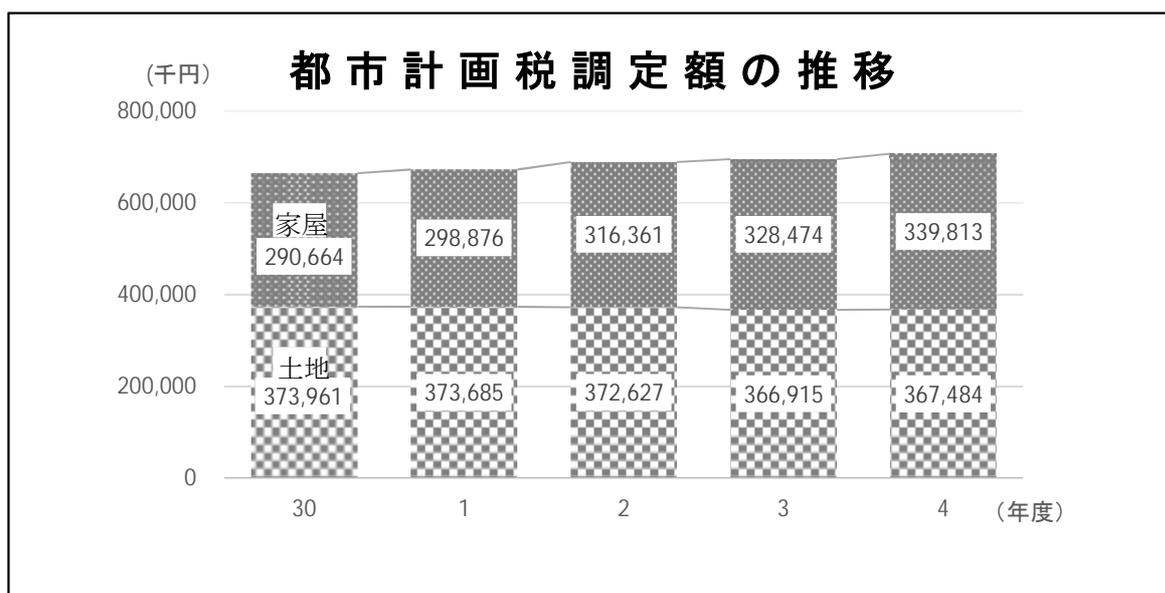
(各年度5月1日現在 単位:人)

年度 区分	30	1	2	3	4
個人	40,954	41,188	41,462	41,750	41,942
法人	1,158	1,206	1,256	1,250	1,330
合計	42,112	42,394	42,718	43,000	43,272

(7) 都市計画税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度5月1日現在 単位:千円)

年度 区分	30	1	2	3	4
土地	373,961	373,685	372,627	366,915	367,484
家屋	290,664	298,876	316,361	328,474	339,813
合計	664,625	672,561	688,988	695,389	707,297



(8) 都市計画税の決定価格等の内訳

(令和4年5月1日現在 免税点以上)

区分	納税義務者数 (人)	筆数又は棟数	地積又は 床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	決定価格の 構成比 (%)
土地	19,849	29,726	7,024,000	393,501,697	69.8
家屋	23,423	22,420	4,192,092	170,414,679	30.2
合計	43,272	-	-	563,916,376	100.0

(9) 土地・地目別集計表

(令和4年5月1日現在 非課税免税点未満含む。)

区 分		筆 数 (筆)	地 積 (㎡)	決定価格 (千円)
田		8,387	6,741,325	1,068,934
畑		10,586	6,316,830	8,747,838
宅 地	住 宅 用 地	52,036	8,687,040	319,112,197
	非 住 宅 用 地	2,829	2,187,896	85,253,726
	小 計	54,865	10,874,936	404,365,923
池	沼	48	36,140	21,423
山	林	1,484	1,040,346	575,077
原	野	1,365	619,622	39,399
雑	種 地	6,837	2,351,792	50,394,695
その他(公衆用道路等)		50,699	13,039,009	423
合 計		134,271	41,020,000	465,213,712

(10) 木造家屋・種類別集計表

(令和4年5月1日現在 免税点未満含む。)

区 分		棟 数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
住 宅	専 用	22,863	2,493,228	73,375,136
	共 同	657	149,907	4,564,433
	併 用	878	110,285	1,882,986
	小 計	24,398	2,753,420	79,822,555
ホ テ ル ・ 旅 館 ・ 料 亭		10	588	5,869
事 務 所 ・ 銀 行 ・ 店 舗		304	28,665	698,217
劇 場 ・ 病 院		33	5,254	197,820
工 場 ・ 倉 庫		230	14,799	118,265
土 蔵		474	10,077	35,477
附 属 家		2,392	107,543	521,075
合 計		27,841	2,920,346	81,399,278

(11) 木造以外家屋・種類別集計表

(令和4年5月1日現在 免税点未満含む。)

種 類 \ 区 分	棟 数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
事務所・店舗・百貨店	655	291,609	15,484,757
住宅・アパート	4,244	1,446,863	64,411,589
病院・ホテル	46	53,365	4,260,156
工場・倉庫・市場	1,424	946,020	44,307,606
そ の 他	1,851	161,143	4,110,350
合 計	8,220	2,899,000	132,574,458

(12) 新增築家屋棟数の推移

(各年度5月1日現在 単位:棟)

年度 \ 区分		30	1	2	3	4
木 造	新 築	338	318	368	317	304
	増 築	4	3	4	6	2
	小 計	342	321	372	323	306
木 造 以 外	新 築	275	68	80	42	52
	増 築	1	1	0	2	1
	小 計	276	69	80	44	53
新 築 計		613	386	448	359	356
増 築 計		5	4	4	8	3
合 計		618	390	452	367	359

(13) 減少分家屋棟数の推移

(各年度5月1日現在 単位:棟)

年度 \ 区分	30	1	2	3	4
木 造	203	215	295	233	239
木 造 以 外	74	64	49	44	57
合 計	277	279	344	277	296

(14) 国有資産等所在市町村交付金

(令和4年5月1日現在 単位:千円)

区分 所有者	固定資産の価格	算定標準額	調定額
埼玉県都市整備部	674,305	187,648	2,627
埼玉県総務部	127,781	25,928	363
国土交通省 関東地方整備局	301,347	68,573	960
合計	1,103,433	282,149	3,950

※「国有資産等所在市町村交付金」

国や地方公共団体の所有する固定資産のうち、一般の固定資産と異ならないような状態で使用されているもの（宿舎等）について、固定資産税に準じて、国や地方公共団体から交付される交付金

(15) 固定資産評価審査委員会委員一覧

(令和4年5月1日現在)

役職名	氏名	任期
委員長	山口昌孝	平成25年4月1日～令和6年3月19日
職務代理	本田明	平成30年3月20日～令和6年3月19日
委員	石田茂樹	令和3年3月20日～令和6年3月19日

※「固定資産評価審査委員会」

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために執行機関として設置されている委員会

4. 諸 税

(1) 軽自動車税(環境性能割)課税件数及び金額の推移

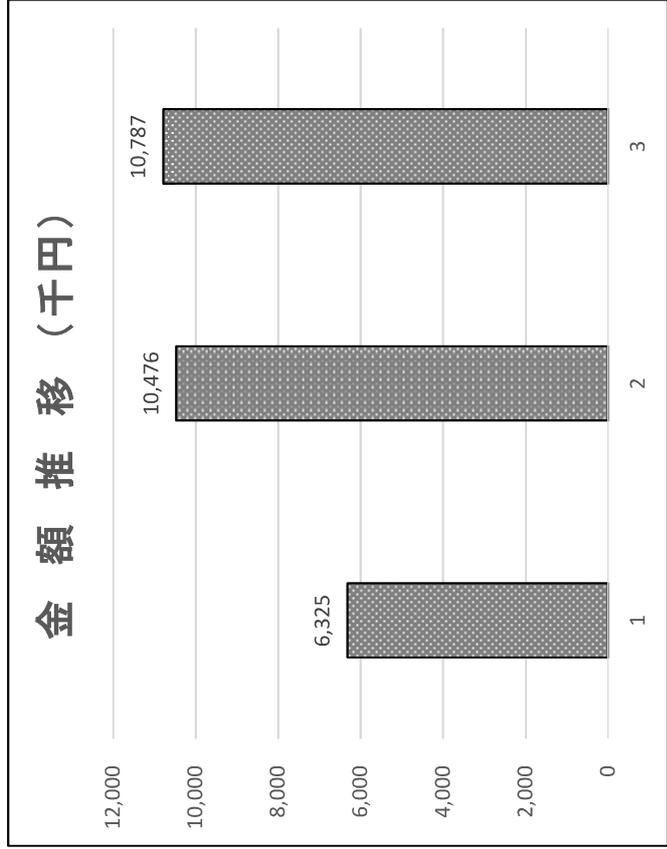
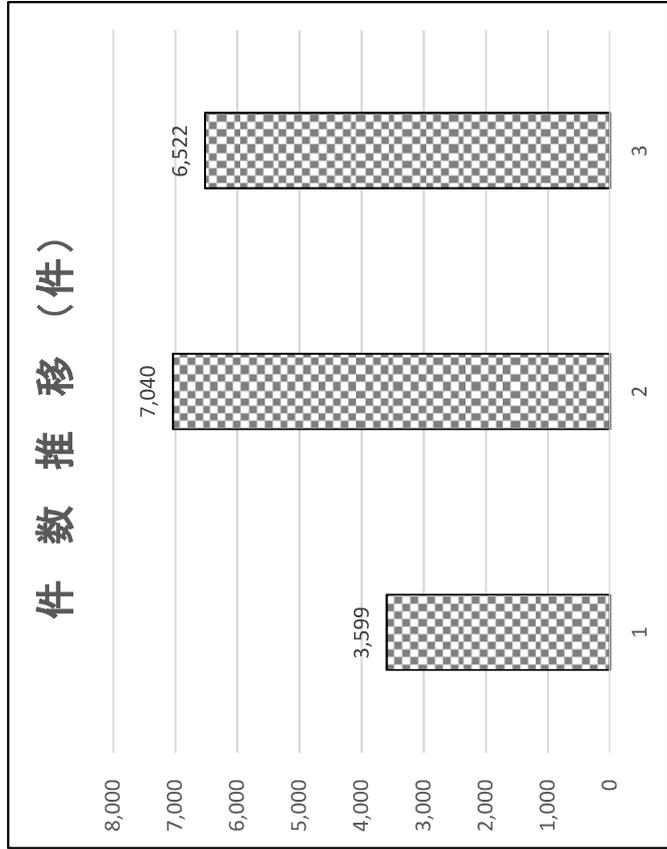
(各年度6月30日現在)

年 度	1	2	3
件 数 (件)	3,599	7,040	6,522
金 額 (千円)	6,325	10,476	10,787

軽自動車税(環境性能割)は、令和元年10月から、50万円を超える3輪以上の軽自動車を取得した際に、その環境性能に基づき課されるものです。

当分の間、埼玉県が賦課徴収事務を行うこととなり、1年間分の実績を翌年度の6月30日までに市に報告することになっていきます。

この資料は、6月末に県から実績報告のあった実績値の推移をまとめたものであるため、時点は各年度6月30日現在ですが、値は、その前年度分となっております。



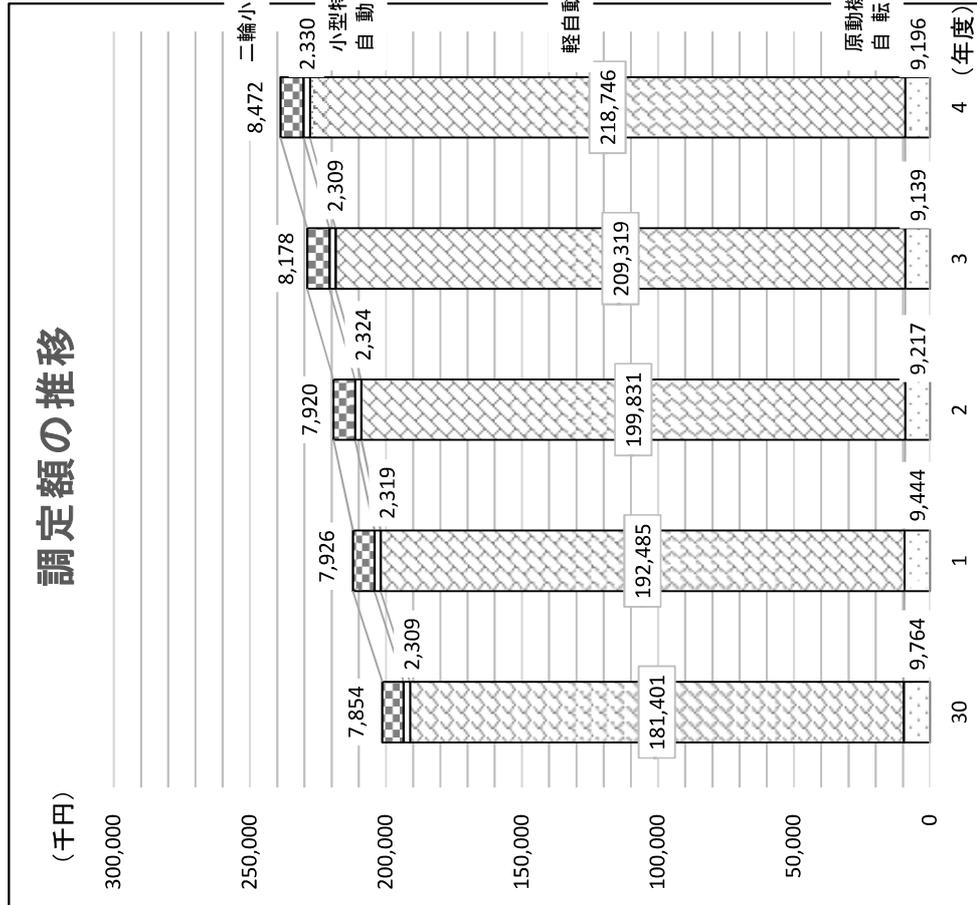
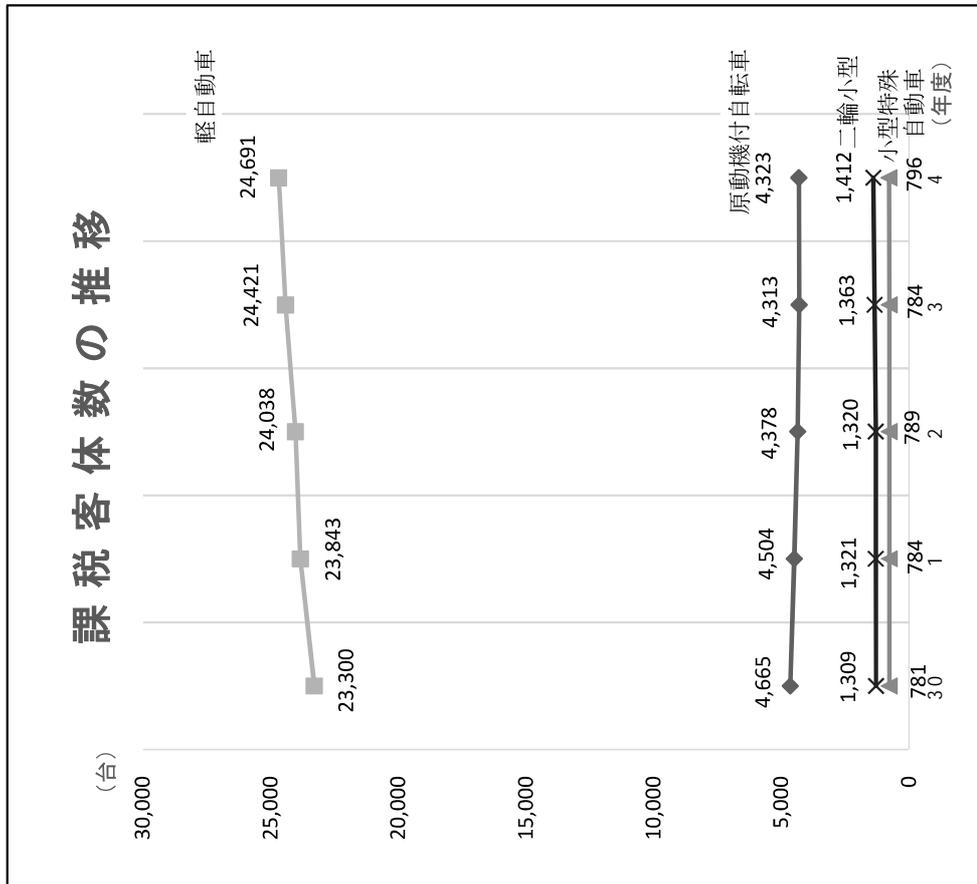
(2) 軽自動車税(種別割)課税客数及び調定額の推移

(各年度7月1日現在)

種別	年度 区分	30		1		2		3		4		
		台数 (台)	調定額 (千円)									
		原動機付自転車	50cc以下	3,494	6,988	3,322	6,644	3,140	6,280	2,997	5,994	2,929
	90cc以下	248	496	259	518	261	522	257	514	267	534	
	125cc以下	873	2,095	871	2,090	923	2,215	990	2,376	1,051	2,523	
	ミニカ	50	185	52	192	54	200	69	255	76	281	
	小計	4,665	9,764	4,504	9,444	4,378	9,217	4,313	9,139	4,323	9,196	
	二輪・三輪のけん引車	1,171	4,216	1,180	4,248	1,191	4,288	1,205	4,338	1,251	4,503	
	三輪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
軽自動車	乗用	自家用	17,867	156,792	18,464	167,815	18,579	174,488	18,991	183,923	19,180	192,731
		営業用	0	0	0	0	1	5	1	7	1	7
	貨物	自家用	4,095	19,815	4,033	19,828	4,092	20,407	4,019	20,313	4,031	20,671
		営業用	167	578	166	594	175	643	205	738	228	834
	小計	23,300	181,401	23,843	192,485	24,038	199,831	24,421	209,319	24,691	218,746	
小型特殊車	農耕作業用	657	1,577	659	1,582	666	1,598	662	1,589	676	1,622	
	その他	124	732	125	737	123	726	122	720	120	708	
	小計	781	2,309	784	2,319	789	2,324	784	2,309	796	2,330	
	二輪の小型自動車	1,309	7,854	1,321	7,926	1,320	7,920	1,363	8,178	1,412	8,472	
	合計	30,055	201,328	30,452	212,174	30,525	219,292	30,881	228,945	31,222	238,744	
	前年比	100.7	110.4	101.3	105.4	100.2	103.4	101.2	104.4	101.1	104.3	

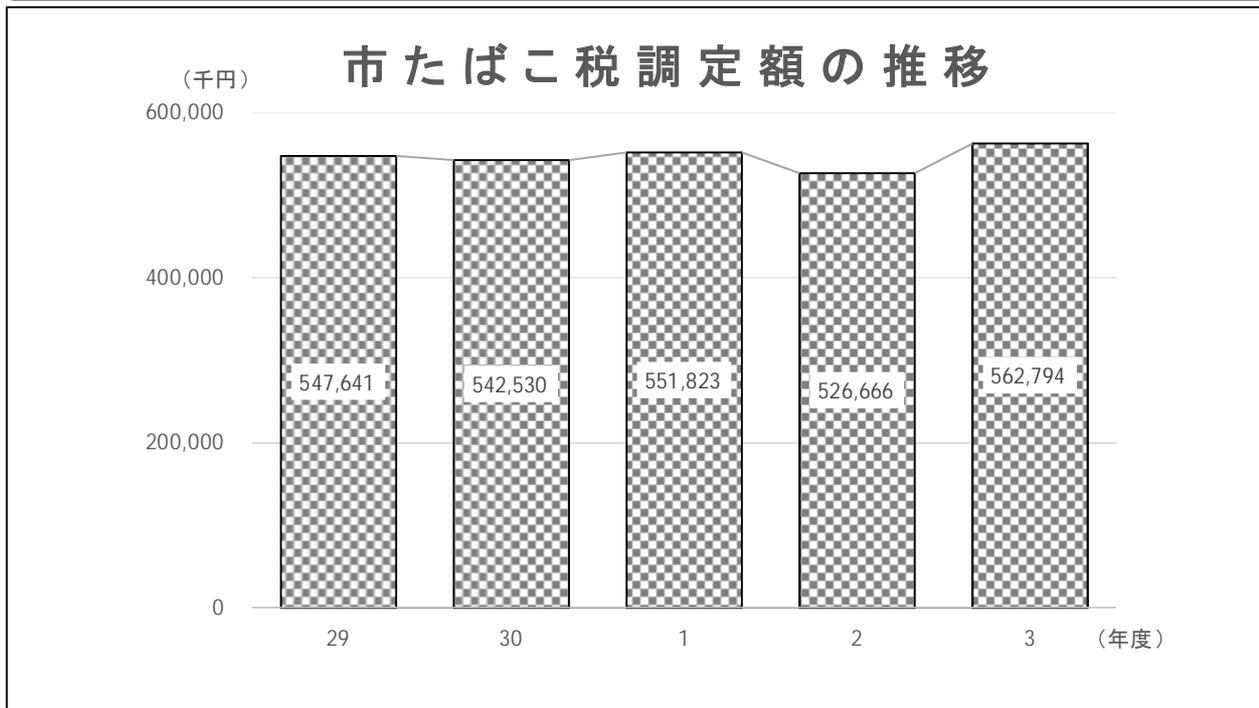
※ 税率については、37ページを参照

(3) 軽自動車税(種別割)課税客数及び調定額の推移(グラフ)



(4) 市たばこ税調定額及び売渡本数の推移

年度		29	30	1	2	3
区分	調定額 (千円)	547,641	542,530	551,823	526,666	562,794
	対前年比(%)	92.3	99.1	101.7	95.4	106.9
売渡本数 (千本)	旧3級品以外	105,942	105,947	97,496	94,726	94,306
	旧3級品	4,706	3,520	1,763		
	対前年比(%)	91.8	100.0	92.0	97.2	99.6
税率	旧3級品以外	平成18年 7月 1日から平成22年 9月30日まで			3,298 円 / 1,000 本	
		平成22年10月 1日から平成25年 3月31日まで			4,618 円 / 1,000 本	
		平成25年 4月 1日から平成30年 9月30日まで			5,262 円 / 1,000 本	
		平成30年10月 1日から令和 2年 9月30日まで			5,692 円 / 1,000 本	
		令和 2年10月 1日から令和 3年 9月30日まで			6,122 円 / 1,000 本	
		令和 3年10月 1日から			6,552 円 / 1,000 本	
	旧3級品	平成18年 7月 1日から平成22年 9月30日まで			1,564 円 / 1,000 本	
		平成22年10月 1日から平成25年 3月31日まで			2,190 円 / 1,000 本	
		平成25年 4月 1日から平成28年 3月31日まで			2,495 円 / 1,000 本	
		平成28年 4月 1日から平成29年 3月31日まで			2,925 円 / 1,000 本	
		平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで			3,355 円 / 1,000 本	
		平成30年 4月 1日から令和元年 9月30日まで			4,000 円 / 1,000 本	
令和元年10月 1日から(特例税率廃止)			5,692 円 / 1,000 本			



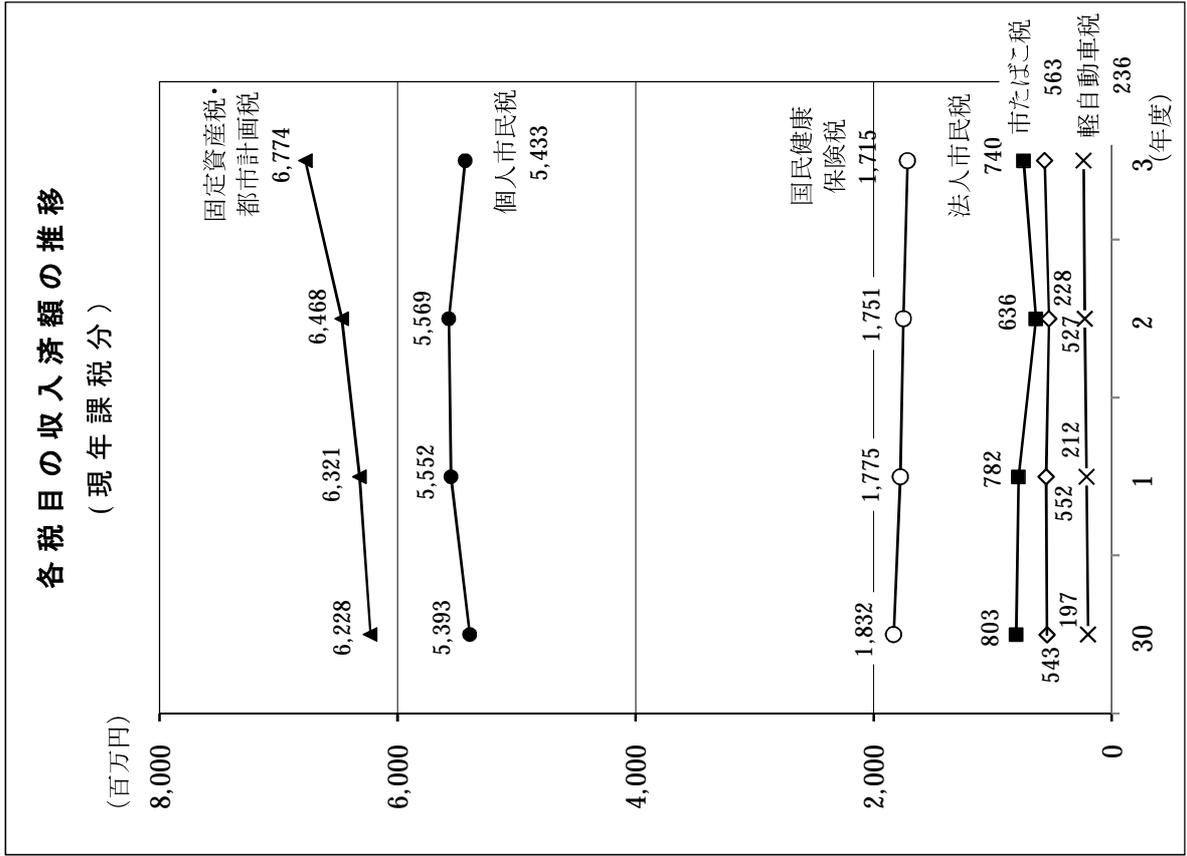
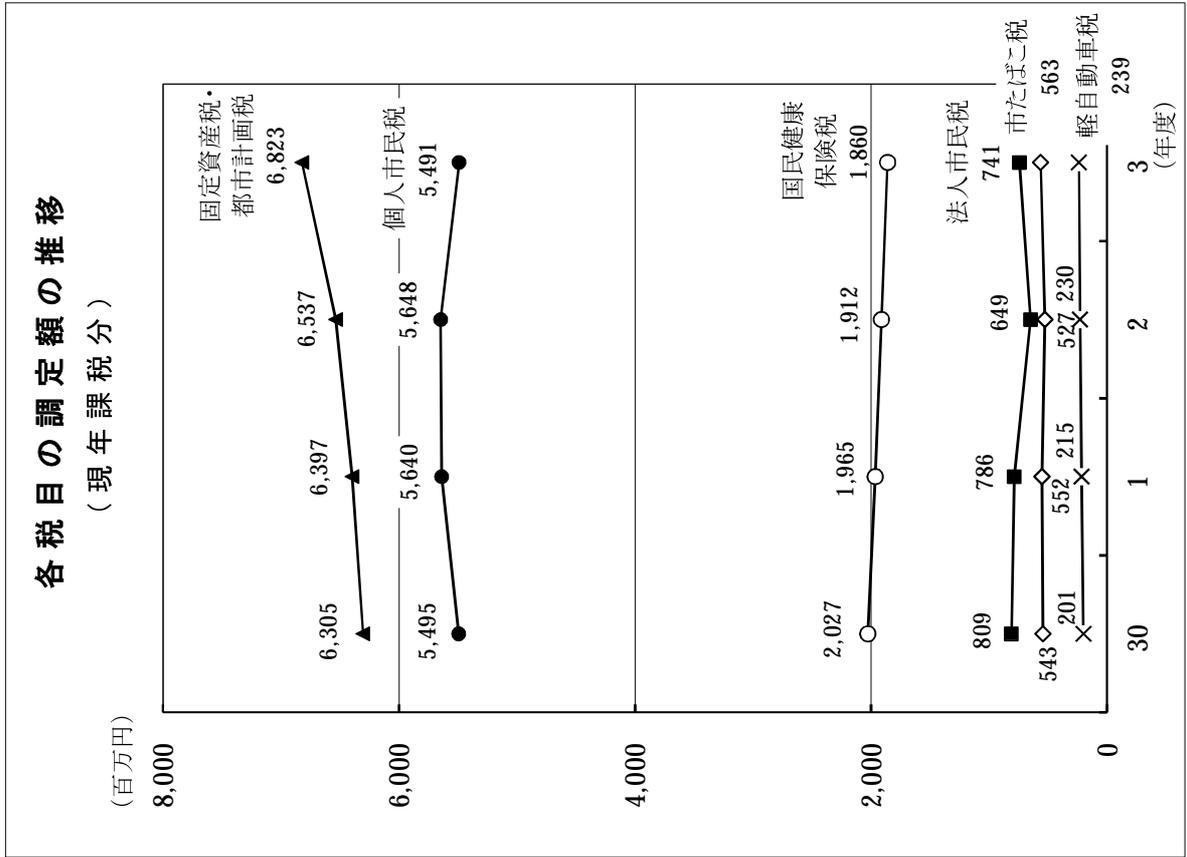
5. 徵 收

(1) 年度別市税決算額

年度 区分 税目	30			1			2			3			
	調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)										
市民税	個人	5,494,746	5,393,020	98.1	5,640,271	5,552,009	98.4	5,647,951	5,568,829	98.6	5,491,445	5,432,931	98.9
	法人	809,391	802,880	99.2	785,757	782,336	99.6	648,821	636,161	98.0	741,494	739,573	99.7
	計	6,304,137	6,195,900	98.3	6,426,028	6,334,345	98.6	6,296,772	6,204,990	98.5	6,232,939	6,172,504	99.0
固定資産税	固定資産税	5,633,848	5,565,131	98.8	5,718,571	5,650,055	98.8	5,843,991	5,783,122	99.0	6,122,056	6,078,788	99.3
	交付金	5,675	5,675	100.0	4,835	4,835	100.0	4,805	4,805	100.0	4,803	4,803	100.0
	計	5,639,523	5,570,806	98.8	5,723,406	5,654,890	98.8	5,848,796	5,787,927	99.0	6,126,859	6,083,591	99.3
軽自動車税	環境性能割	-	-	-	3,313	3,313	100.0	11,256	11,256	100.0	9,774	9,774	100.0
	種別割	201,272	197,106	97.9	212,097	208,222	98.2	219,147	216,601	98.8	228,958	226,273	98.8
	計	201,272	197,106	97.9	215,410	211,535	98.2	230,403	227,857	98.9	238,732	236,047	98.9
市たばこ税	市たばこ税	542,530	542,530	100.0	551,823	551,823	100.0	526,666	526,666	100.0	562,794	562,794	100.0
	特別土地保有税	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
都市計画税	都市計画税	665,097	656,985	98.8	673,949	665,678	98.8	688,673	679,936	98.7	696,073	690,638	99.2
	小計	13,352,559	13,163,327	98.6	13,590,616	13,418,271	98.7	13,591,310	13,427,376	98.8	13,857,397	13,745,574	99.2
滞納繰越分	滞納繰越分	641,123	235,275	36.7	526,415	205,634	39.1	418,419	193,907	46.3	378,515	173,793	45.9
	合計	13,993,682	13,398,602	95.7	14,117,031	13,623,905	96.5	14,009,729	13,621,283	97.2	14,235,912	13,919,367	97.8
国民健康保険税	国民健康保険税	2,027,330	1,832,071	90.4	1,964,639	1,774,549	90.3	1,912,234	1,751,296	91.6	1,859,934	1,714,792	92.2
	滞納繰越分	912,947	244,218	26.8	736,518	211,722	28.7	565,290	187,888	33.2	444,394	156,316	35.2
合計	2,940,277	2,076,289	70.6	2,701,157	1,986,271	73.5	2,477,524	1,939,184	78.3	2,304,328	1,871,108	81.2	

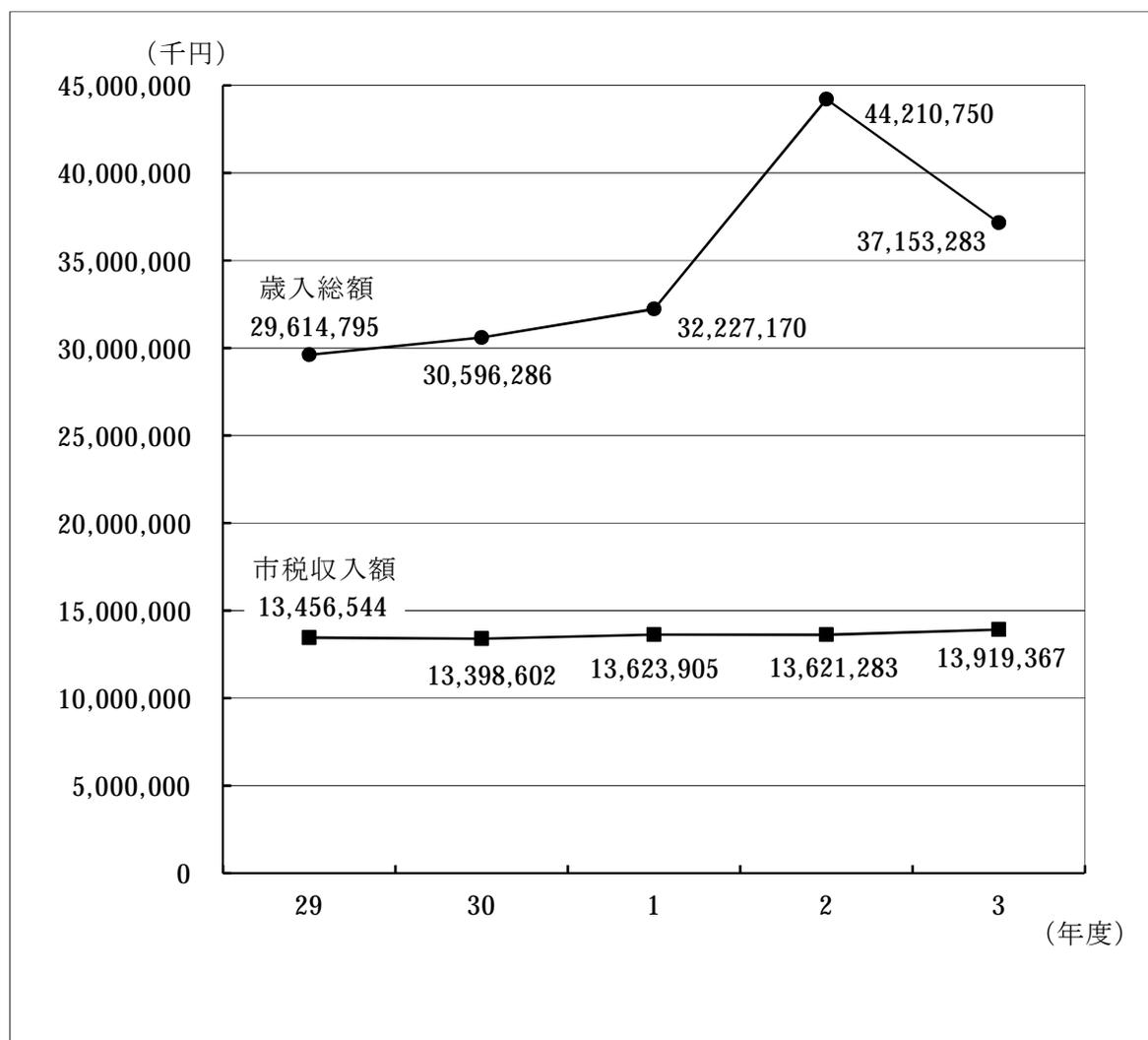
※ 「調定額」
収入すべき税額として決定した金額

(2) 各税目の調定額及び収入済額の推移



(3) 一般会計歳入総額と市税収入額の推移

年度 区分	29	30	1	2	3
歳入総額 (A) (千円)	29,614,795	30,596,286	32,227,170	44,210,750	37,153,283
市税収入額 (B) (千円)	13,456,544	13,398,602	13,623,905	13,621,283	13,919,367
歳入総額に占める 市税の割合 (B/A) (%)	45.4	43.8	42.3	30.8	37.5

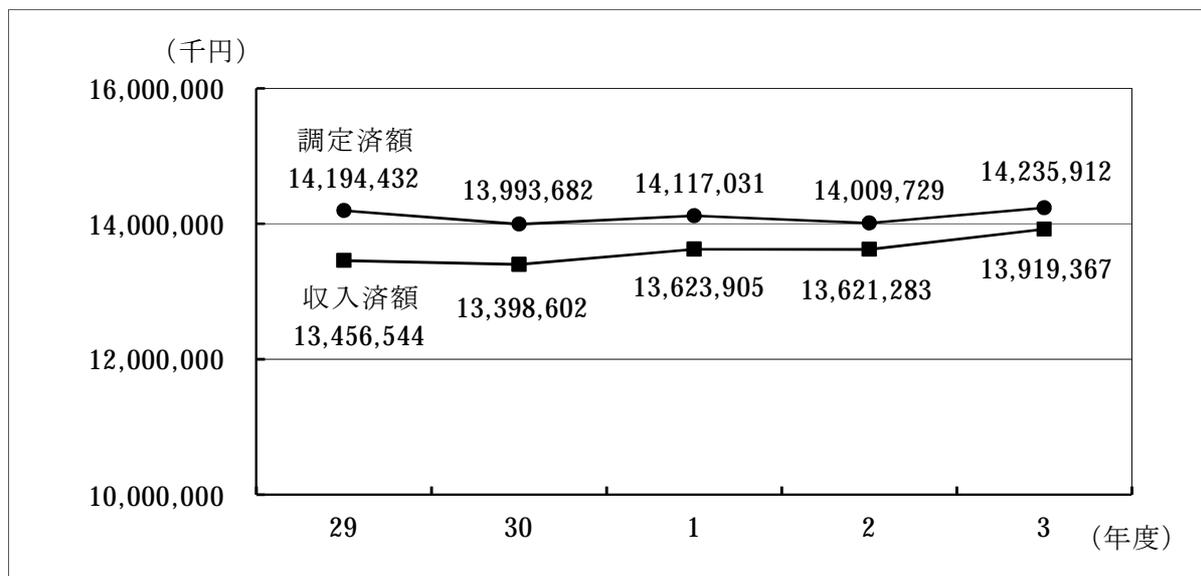


(4) 市税調定額及び徴収率等一覧表

区 分		29	30	1	2	3
調定済額	現年度課税分 A (千円)	13,434,819	13,352,559	13,590,616	13,591,310	13,857,397
	滞納繰越分 B (千円)	759,613	641,123	526,415	418,419	378,515
	合 計 C (千円)	14,194,432	13,993,682	14,117,031	14,009,729	14,235,912
	Cのうち徴収猶予 D (千円)	0	0	0	※ 40,682	171,200
	Dのうち現年度課税分 (千円)	0	0	0	※ 40,599	171,200
収入済額	現年度課税分 E (千円)	13,228,996	13,163,327	13,418,271	13,427,376	13,745,574
	滞納繰越分 F (千円)	227,548	235,275	205,634	193,907	173,793
	合 計 G (千円)	13,456,544	13,398,602	13,623,905	13,621,283	13,919,367
不 納 欠 損 額 H (千円)		95,900	68,441	74,125	37,590	38,630
収入未済額 (C-G-H) I (千円)		641,988	526,639	419,001	350,856	277,915
徴収率	現年度課税分 (E/A) (%)	98.5	98.6	98.7	98.8	99.2
	滞納繰越分 (F/B) (%)	30.0	36.7	39.1	46.3	45.9
	合 計 (G/C) (%)	94.8	95.7	96.5	97.2	97.8

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う「徴収猶予の特例」

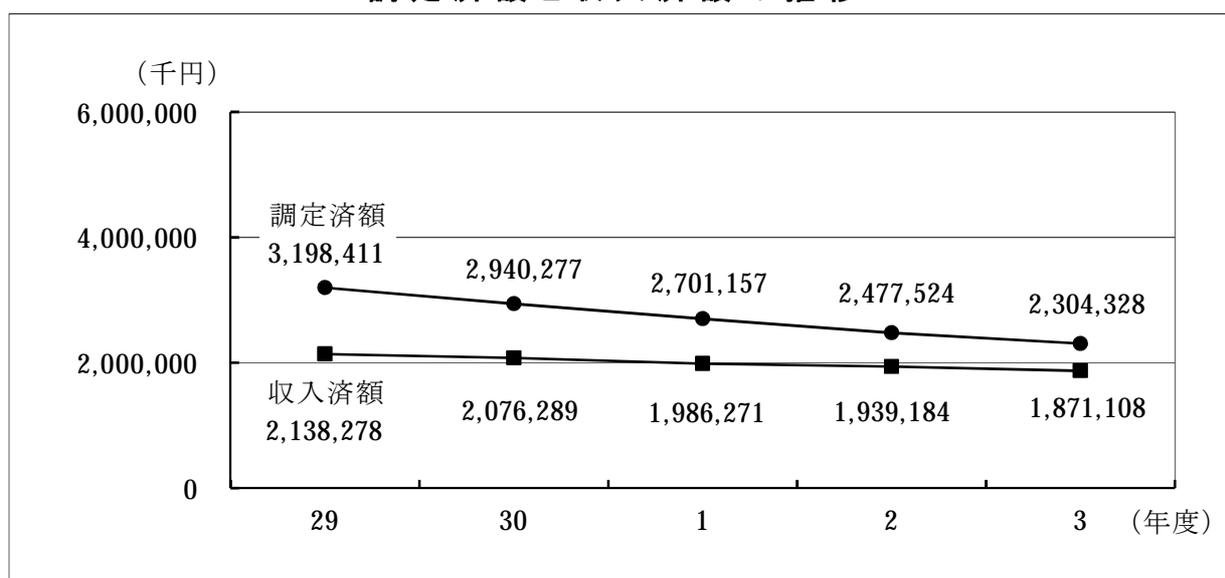
調定済額と収入済額の推移



(5) 国民健康保険税調定額及び徴収率等一覧表

区 分		年 度				
		29	30	1	2	3
調定済額	現年度課税分 A (千円)	2,121,068	2,027,330	1,964,639	1,912,234	1,859,934
	滞納繰越分 B (千円)	1,077,343	912,947	736,518	565,290	444,394
	合 計 C (千円)	3,198,411	2,940,277	2,701,157	2,477,524	2,304,328
収入済額	現年度課税分 D (千円)	1,901,862	1,832,071	1,774,549	1,751,296	1,714,792
	滞納繰越分 E (千円)	236,416	244,218	211,722	187,888	156,316
	合 計 F (千円)	2,138,278	2,076,289	1,986,271	1,939,184	1,871,108
不納欠損額 G (千円)		131,674	117,388	141,834	69,015	51,472
収入未済額 (C-F-G) H (千円)		928,459	746,600	573,052	469,325	381,748
徴収率	現年度課税分 (D/A) (%)	89.7	90.4	90.3	91.6	92.2
	滞納繰越分 (E/B) (%)	21.9	26.8	28.7	33.2	35.2
	合 計 (F/C) (%)	66.9	70.6	73.5	78.3	81.2

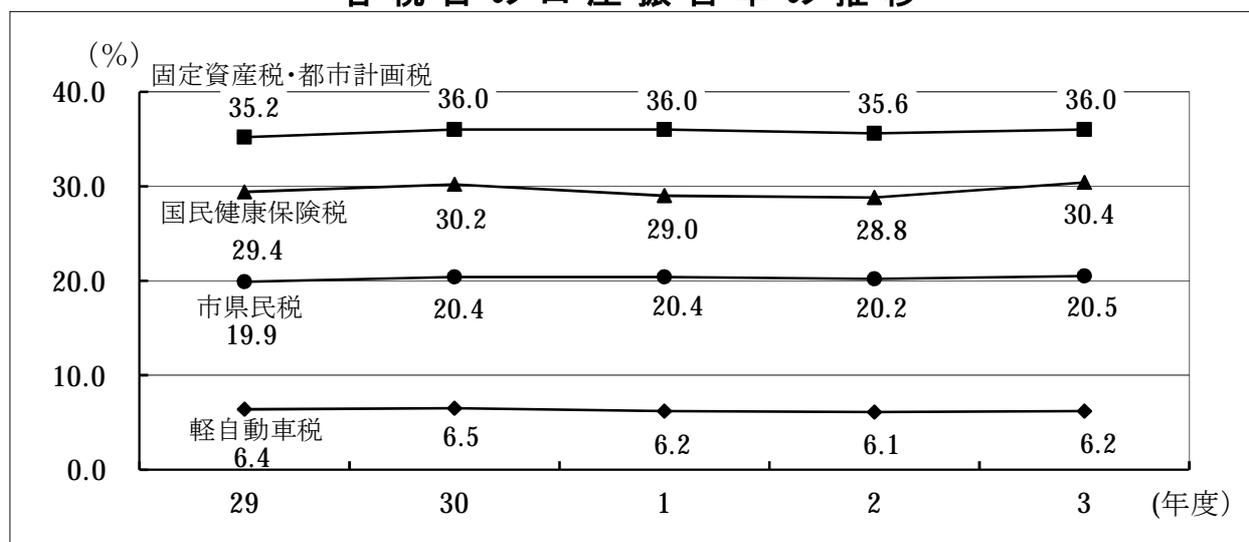
調定済額と収入済額の推移



(6) 口座振替利用状況

区分	税目	年度				
		29	30	1	2	3
納税義務者 (人)	市 県 民 税	14,429	14,264	14,188	13,210	12,557
	固定資産税・都市計画税	37,834	38,148	38,340	38,558	38,644
	軽自動車税	29,819	30,034	30,447	30,513	30,894
	国民健康保険税	14,099	13,571	13,638	12,919	12,994
	合 計	96,181	96,017	96,613	95,200	95,089
振替件数 (件)	市 県 民 税	2,873	2,915	2,897	2,665	2,570
	固定資産税・都市計画税	13,329	13,716	13,808	13,737	13,914
	軽自動車税	1,916	1,946	1,892	1,857	1,908
	国民健康保険税	4,139	4,096	3,954	3,726	3,951
	合 計	22,257	22,673	22,551	21,985	22,343
振替加入率 (%)	市 県 民 税	19.9	20.4	20.4	20.2	20.5
	固定資産税・都市計画税	35.2	36.0	36.0	35.6	36.0
	軽自動車税	6.4	6.5	6.2	6.1	6.2
	国民健康保険税	29.4	30.2	29.0	28.8	30.4
	合 計	23.1	23.6	23.3	23.1	23.5

各税目の口座振替率の推移



(7) コンビニ収納状況

区分		年度				
		29	30	1	2	3
市県民税	件数 (件)	20,412	20,704	20,548	19,757	18,775
	金額 (千円)	444,776	454,377	440,247	476,361	551,678
固定資産税・都市計画税	件数 (件)	33,478	35,934	37,020	31,241	30,522
	金額 (千円)	631,925	645,465	647,190	913,951	859,919
軽自動車税	件数 (件)	14,115	14,940	16,063	16,293	17,823
	金額 (千円)	91,539	101,279	106,352	116,203	132,947
国民健康保険税	件数 (件)	27,868	27,046	26,751	26,457	29,095
	金額 (千円)	363,835	362,624	336,785	382,810	441,991
合計	件数 (件)	95,873	98,624	100,382	93,748	96,215
	金額 (千円)	1,532,075	1,563,745	1,530,574	1,889,325	1,986,535

(8) 年度別差押財産状況の内訳

区分		年度				
		29	30	1	2	3
動産	件数 (件)	5	4	3	5	1
	税額 (千円)	7,955	9,744	6,895	8,104	2,046
債権	件数 (件)	549	878	951	727	1,159
	税額 (千円)	222,927	230,398	277,739	289,806	277,461
不動産	件数 (件)	19	13	24	17	20
	税額 (千円)	13,496	11,434	37,355	17,442	15,487
合計	件数 (件)	573	895	978	749	1,180
	税額 (千円)	244,378	251,576	321,989	315,352	294,994

(9) 督促状発付状況

年度 区分 種別	30				1				2				3			
	期	納 義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)												
市県民税 (普通徴収)	1	14,264	3,318	23.3	1	14,188	3,182	22.4	1	13,210	2,257	17.1	1	12,557	2,234	17.8
	2	12,650	3,018	23.9	2	12,770	3,254	25.5	2	11,869	2,496	21.0	2	11,262	2,371	21.1
	3	12,448	3,043	24.4	3	12,922	3,146	24.3	3	11,608	2,706	23.3	3	11,258	2,542	22.6
	4	12,896	3,069	23.8	4	12,955	3,061	23.6	4	12,246	2,852	23.3	4	11,862	2,497	21.1
	計	52,258	12,448	23.8	計	52,835	12,643	23.9	計	48,933	10,311	21.1	計	46,939	9,644	20.5
固定資産税・ 都市計画税	1	38,148	3,739	9.8	1	38,340	3,533	9.2	1	38,558	3,222	8.4	1	38,644	2,922	7.6
	2	37,432	3,796	10.1	2	37,614	3,857	10.3	2	37,874	3,206	8.5	2	37,984	3,460	9.1
	3	37,437	3,329	8.9	3	37,627	3,403	9.0	3	37,857	2,841	7.5	3	37,975	2,685	7.1
	4	37,434	3,398	9.1	4	37,636	3,834	10.2	4	37,858	3,050	8.1	4	37,957	2,659	7.0
計	150,451	14,262	9.5	計	151,217	14,627	9.7	計	152,147	12,319	8.1	計	152,560	11,726	7.7	
軽自動車税	全	30,034	3,678	12.2	全	30,447	3,490	11.5	全	30,513	2,630	8.6	全	30,894	2,551	8.3
国民健康 保険税	1	13,571	3,620	26.7	1	13,638	3,525	25.8	1	12,919	3,052	23.6	1	12,994	3,034	23.3
	2	13,357	3,434	25.7	2	13,191	3,492	26.5	2	12,672	2,870	22.6	2	12,508	2,739	21.9
	3	13,229	3,425	25.9	3	12,958	3,300	25.5	3	12,381	2,824	22.8	3	12,273	2,702	22.0
	4	12,231	3,076	25.1	4	11,942	3,139	26.3	4	11,606	2,823	24.3	4	11,299	2,603	23.0
	5	12,289	3,057	24.9	5	11,952	3,139	26.3	5	11,553	2,653	23.0	5	11,262	2,405	21.4
	6	12,251	3,043	24.8	6	11,903	3,118	26.2	6	11,529	2,713	23.5	6	11,159	2,446	21.9
	7	12,118	3,015	24.9	7	11,655	2,931	25.1	7	11,519	2,703	23.5	7	11,004	2,349	21.3
	8	12,080	2,965	24.5	8	11,797	3,065	26.0	8	11,530	2,634	22.8	8	10,983	2,239	20.4
	9	12,068	2,821	23.4	9	11,701	2,875	24.6	9	11,472	2,472	21.5	9	10,905	2,194	20.1
計	113,194	28,456	25.1	計	110,737	28,584	25.8	計	107,181	24,744	23.1	計	104,387	22,711	21.8	

6. そ の 他

市税の税率及び納期等の一覧表

(令和4年7月1日現在)

税目	課税客体・納税義務者	内容(税率等)	納期限(令和4年度)																													
個人	(課税客体) ○個人の所得 (納税義務者) ○市内に住所を有する個人 ○市内に事務所、事業所又は 家屋敷を有する個人で、市 内に住所を有しないもの	<table border="1"> <tr> <td>市民税</td> <td>県民税</td> </tr> <tr> <td>年額 3,500 円</td> <td>年額 1,500 円</td> </tr> </table>	市民税	県民税	年額 3,500 円	年額 1,500 円	(普通徴収) 第1期 6月30日 第3期 10月31日 第2期 8月31日 第4期 1月31日 (特別徴収) 6月から翌年5月までの給与から納付 (事業所は、原則翌月10日までに納付)																									
		市民税	県民税																													
年額 3,500 円	年額 1,500 円																															
均等割																																
市民	(課税客体) ○法人の法人税額 (納税義務者) ○市内に事務所、事業所を有する法人 ○市内に寮等を有する法人 で市内に事務所、事業所 を有しないもの及び市内に 事業所又は寮等を有する 法人でない社団又は財団 で代表者又は管理人の定 めのあるもの	<table border="1"> <tr> <td>市民税</td> <td>県民税</td> </tr> <tr> <td>6%</td> <td>4%</td> </tr> </table>	市民税	県民税	6%	4%	原則として、事業年度終了後2か月以内に申告納付																									
		市民税	県民税																													
6%	4%																															
均等割																																
市民税		<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人等の区分</th> <th>市内従業者</th> <th>税額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超える法人</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え 50億円以下の法人</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超える法人</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え 10億円以下の法人</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え 10億円以下の法人</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え 1億円以下の法人</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え 1億円以下の法人</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下の法人</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下の法人 資本金等の額を有しない法人</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	法人等の区分	市内従業者	税額(年額)	50億円を超える法人	50人超	3,000,000円	10億円を超え 50億円以下の法人	50人超	1,750,000円	10億円を超える法人	50人以下	410,000円	1億円を超え 10億円以下の法人	50人超	400,000円	1億円を超え 10億円以下の法人	50人以下	160,000円	1千万円を超え 1億円以下の法人	50人超	150,000円	1千万円を超え 1億円以下の法人	50人以下	130,000円	1千万円以下の法人	50人超	120,000円	1千万円以下の法人 資本金等の額を有しない法人	50人以下	50,000円
法人等の区分	市内従業者	税額(年額)																														
50億円を超える法人	50人超	3,000,000円																														
10億円を超え 50億円以下の法人	50人超	1,750,000円																														
10億円を超える法人	50人以下	410,000円																														
1億円を超え 10億円以下の法人	50人超	400,000円																														
1億円を超え 10億円以下の法人	50人以下	160,000円																														
1千万円を超え 1億円以下の法人	50人超	150,000円																														
1千万円を超え 1億円以下の法人	50人以下	130,000円																														
1千万円以下の法人	50人超	120,000円																														
1千万円以下の法人 資本金等の額を有しない法人	50人以下	50,000円																														
法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人等の区分</th> <th>平成26年10月1日以後に開始</th> <th>令和元年10月1日以後に開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人又は法人税額が年400万円を超える法人</td> <td>12.1%</td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人</td> <td>9.7%</td> <td>6.0%</td> </tr> </tbody> </table>	法人等の区分	平成26年10月1日以後に開始	令和元年10月1日以後に開始	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人又は法人税額が年400万円を超える法人	12.1%	8.4%	上記以外の法人	9.7%	6.0%																						
法人等の区分	平成26年10月1日以後に開始	令和元年10月1日以後に開始																														
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人又は法人税額が年400万円を超える法人	12.1%	8.4%																														
上記以外の法人	9.7%	6.0%																														

市税の税率及び納期等の一覧表

(令和4年7月1日現在)

税目	課税客体・納税義務者	内容(税率等)	納期限(令和4年度)																																			
軽自動車税 (種別割)	(課税客体) ○原動機付自転車 ○軽自動車 ○小型特殊自動車 ○二輪の小型自動車 (納税義務者) ○上記課税客体の所有者等	三輪以上の軽自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>平成27年3月31日以前に登録</th> <th>平成27年4月1日以後に登録</th> <th>年税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三輪のもの</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上のもの</td> <td>乗用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>乗用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>貨物用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>貨物用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	平成27年3月31日以前に登録	平成27年4月1日以後に登録	年税額	三輪のもの	3,100円	3,900円	2,000円	四輪以上のもの	乗用	5,500円	6,900円	乗用	7,200円	10,800円	貨物用	3,000円	3,800円	貨物用	4,000円	5,000円	全期 5月31日														
		種別	平成27年3月31日以前に登録	平成27年4月1日以後に登録	年税額																																	
三輪のもの	3,100円	3,900円	2,000円																																			
四輪以上のもの	乗用	5,500円	6,900円																																			
	乗用	7,200円	10,800円																																			
	貨物用	3,000円	3,800円																																			
	貨物用	4,000円	5,000円																																			
原動機付自転車及び二輪車等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>年税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cc以下のもの</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>0.6kW以下のもの</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>50ccを超え90cc以下のもの</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>0.6kWを超え0.8kW以下のもの</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>90ccを超え125cc以下のもの</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td>0.8kWを超え1kW以下のもの</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>二輪のもの(側車付を含む)</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td>二輪のけん引車(ポータトラクター等)</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>専ら雪上を走行するもの</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>農耕作業用のもの</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	年税額	50cc以下のもの	2,000円	0.6kW以下のもの	2,000円	50ccを超え90cc以下のもの	2,000円	0.6kWを超え0.8kW以下のもの	2,400円	90ccを超え125cc以下のもの	3,700円	0.8kWを超え1kW以下のもの	3,600円	ミニカー	2,400円	二輪のもの(側車付を含む)	5,900円	二輪のけん引車(ポータトラクター等)	6,000円	専ら雪上を走行するもの	2,400円	農耕作業用のもの	5,900円	その他のもの	6,000円												
種別	年税額																																					
50cc以下のもの	2,000円																																					
0.6kW以下のもの	2,000円																																					
50ccを超え90cc以下のもの	2,000円																																					
0.6kWを超え0.8kW以下のもの	2,400円																																					
90ccを超え125cc以下のもの	3,700円																																					
0.8kWを超え1kW以下のもの	3,600円																																					
ミニカー	2,400円																																					
二輪のもの(側車付を含む)	5,900円																																					
二輪のけん引車(ポータトラクター等)	6,000円																																					
専ら雪上を走行するもの	2,400円																																					
農耕作業用のもの	5,900円																																					
その他のもの	6,000円																																					
軽自動車		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>年税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三輪のもの</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪以上のもの</td> <td>乗用</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>貨物用</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乗用</td> <td>乗用</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>貨物用</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	年税額	三輪のもの	4,600円	四輪以上のもの	乗用	8,200円	貨物用	12,900円	乗用	乗用	4,500円	貨物用	6,000円																						
種別	年税額																																					
三輪のもの	4,600円																																					
四輪以上のもの	乗用	8,200円																																				
	貨物用	12,900円																																				
乗用	乗用	4,500円																																				
	貨物用	6,000円																																				
軽課税率		※ 最初の新規検査(車検証に記載してある初度検査年月)を受けた月から13年を経過した三輪以上の軽自動車は、平成28年度から経年重課の税率を適用 軽課税率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>標準税率</th> <th>グリーン化特例(軽課)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三輪</td> <td>3,900円</td> <td>令和4年度～令和5年度 25%軽減 3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪以上</td> <td>乗用上記以外</td> <td>50%軽減 2,000円</td> </tr> <tr> <td>乗用</td> <td>75%軽減 1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td>乗用</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>乗用</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>乗用</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>乗用</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>貨物</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>貨物</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>貨物</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>1,300円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	標準税率	グリーン化特例(軽課)	三輪	3,900円	令和4年度～令和5年度 25%軽減 3,000円	四輪以上	乗用上記以外	50%軽減 2,000円	乗用	75%軽減 1,000円	四輪以上	乗用	3,900円	乗用	6,900円	乗用	5,200円	乗用	3,500円	貨物	貨物	1,800円	貨物	2,700円	貨物	貨物	3,800円	貨物	1,000円	貨物	貨物	5,000円	貨物	1,300円	
種別	標準税率	グリーン化特例(軽課)																																				
三輪	3,900円	令和4年度～令和5年度 25%軽減 3,000円																																				
四輪以上	乗用上記以外	50%軽減 2,000円																																				
	乗用	75%軽減 1,000円																																				
四輪以上	乗用	3,900円																																				
	乗用	6,900円																																				
	乗用	5,200円																																				
	乗用	3,500円																																				
貨物	貨物	1,800円																																				
	貨物	2,700円																																				
貨物	貨物	3,800円																																				
	貨物	1,000円																																				
貨物	貨物	5,000円																																				
	貨物	1,300円																																				
		※ 令和3年4月1日から令和5年3月31日までに新車新規登録した一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車は、その種別と燃費性能に応じ、取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減するグリーン化特例(軽課)を適用																																				

市税の税率及び納期等の一覧表

(令和4年7月1日現在)

税目	課税客体・納税義務者	内容(税率等)			納期限(令和4年度)	
		排出ガス基準	燃費基準	税率	営業用	自家用
軽自動車税 (環境性能割)	(課税客体) ○新車・中古車を問わず、取得価格が50万円を超える三輪以上の軽自動車 (納税義務者) ○上記車両の購入者 (所有者等)	乗用車				
		自動車 【天然ガス軽自動車のみ】 H30年排出ガス基準適合 又は H21年排出ガス基準10%低減 H30年排出ガス基準50%低減 又は H17年排出ガス基準75%低減	乗用車 R2年度燃費基準を達成し、R12年度燃費基準の75%以上 R2年度燃費基準を達成し、R12年度燃費基準の60%以上 R12年度燃費基準の55%以上	非課税 0.5% 1%	非課税 1% 2%	原則として、課税対象車両の購入時 ※ 当分の間、埼玉県が賦課・徴収を行います。
固定資産税	(課税客体) ○土地、家屋及び償却資産 (納税義務者) ○上記課税客体の所有者	車両総重量が2.5t以下のトラック				
		自動車 【天然ガス軽自動車のみ】 H30年排出ガス基準適合 又は H21年排出ガス基準10%低減 H30年排出ガス基準50%低減 又は H17年排出ガス基準75%低減 乗用車、車両総重量が2.5t以下のトラック以外	トラック H27年度燃費基準の125%以上 H127年度燃費基準の120%以上 H127年度燃費基準の115%以上	非課税 0.5% 1% 2%	非課税 1% 2%	第1期 5月31日 第2期 8月1日 第3期 12月26日 第4期 2月28日
都市計画税	(課税客体) ○市街化区域内の土地及び家屋 (納税義務者) ○上記課税客体の所有者	土地 1.4%		免 税 点 土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円		
		土地 0.2%				

市税の税率及び納期等の一覧表

(令和4年7月1日現在)

税目	課税客体・納税義務者	内 容 (税率等)	納期限 (令和4年度)																								
市たばこ税	(納税義務者) ○製造たばこの製造者、特定販売業者(外国産たばこの輸入業者)又は卸売販売業者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>旧3級品以外の紙巻たばこ</th> <th>平成25年4月1日から</th> <th>5,262 円 / 1,000 本</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <th>平成30年10月1日から</th> <th>5,692 円 / 1,000 本</th> </tr> <tr> <td></td> <th>令和2年10月1日から</th> <th>6,122 円 / 1,000 本</th> </tr> <tr> <td></td> <th>令和3年10月1日から</th> <th>6,552 円 / 1,000 本</th> </tr> <tr> <th>旧3級品の紙巻たばこ</th> <th>平成28年4月1日から</th> <th>2,925 円 / 1,000 本</th> </tr> <tr> <td></td> <th>平成29年4月1日から</th> <th>3,355 円 / 1,000 本</th> </tr> <tr> <td></td> <th>平成30年4月1日から</th> <th>4,000 円 / 1,000 本</th> </tr> <tr> <td></td> <th>令和元年10月1日から (特例税率廃止)</th> <th>5,692 円 / 1,000 本</th> </tr> </tbody> </table>	旧3級品以外の紙巻たばこ	平成25年4月1日から	5,262 円 / 1,000 本		平成30年10月1日から	5,692 円 / 1,000 本		令和2年10月1日から	6,122 円 / 1,000 本		令和3年10月1日から	6,552 円 / 1,000 本	旧3級品の紙巻たばこ	平成28年4月1日から	2,925 円 / 1,000 本		平成29年4月1日から	3,355 円 / 1,000 本		平成30年4月1日から	4,000 円 / 1,000 本		令和元年10月1日から (特例税率廃止)	5,692 円 / 1,000 本	<p>毎月の初日から末日までの間に売り渡した製造たばこに係る税額について、翌月末日までに申告納付</p>
旧3級品以外の紙巻たばこ	平成25年4月1日から	5,262 円 / 1,000 本																									
	平成30年10月1日から	5,692 円 / 1,000 本																									
	令和2年10月1日から	6,122 円 / 1,000 本																									
	令和3年10月1日から	6,552 円 / 1,000 本																									
旧3級品の紙巻たばこ	平成28年4月1日から	2,925 円 / 1,000 本																									
	平成29年4月1日から	3,355 円 / 1,000 本																									
	平成30年4月1日から	4,000 円 / 1,000 本																									
	令和元年10月1日から (特例税率廃止)	5,692 円 / 1,000 本																									
国民健康保険税	(課税客体) ○国民健康保険の被保険者の所得 ○国民健康保険の被保険者数 (納税義務者) ○国民健康保険の被保険者である世帯主 ○国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主	<table border="1"> <thead> <tr> <th>医療保険分</th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>年間限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>7.8%</td> <td>24,500 円</td> <td>630,000 円</td> </tr> <tr> <th>後期高齢者支援分</th> <td>1.7%</td> <td>4,500 円</td> <td>190,000 円</td> </tr> <tr> <th>介護納付金分</th> <td>1.4%</td> <td>10,000 円</td> <td>170,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	医療保険分	所得割	均等割	年間限度額		7.8%	24,500 円	630,000 円	後期高齢者支援分	1.7%	4,500 円	190,000 円	介護納付金分	1.4%	10,000 円	170,000 円	<p>第1期 8月1日 第2期 8月31日 第3期 9月30日 第4期 10月31日 第5期 11月30日 第6期 12月26日 第7期 1月31日 第8期 2月28日 第9期 3月31日</p>								
医療保険分	所得割	均等割	年間限度額																								
	7.8%	24,500 円	630,000 円																								
後期高齢者支援分	1.7%	4,500 円	190,000 円																								
介護納付金分	1.4%	10,000 円	170,000 円																								